第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項まで」を「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第十四条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十五条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第十六条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第七号中「次条第三項第十二号」を「次条第三項第十一号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第三項第十一号」を「第三項第十号」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十二号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十一条の二」に、「第百二条の二」を「第百二条の三」に、「第百八条の三十二の二」を「第百八条の三十二の三」に改める。

第二条第三項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は二輪」を「、二輪」に改め、「の自転車」の下に「その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両」を加える。

第十七条第三項中「自転車（」を「自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で」に改め、同条の付記中「第四項」を「第三項」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第二号の二第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二」に改める。

第二十四条の付記中「第百十九条第一項第一号の三」を「第百十七条の二第六号、第百十七条の二第十一号ロ、第百十九条第一項第一号の三」に改める。

第二十六条の付記中「第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第六号、第百十七条の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」に改める。

第二十六条の二の付記中「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、第百十七条の二第十一号ニ」を加える。

第二十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第一項及び第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二　第二項及び第三項については第百十九条第一項第二号の二」に改める。

第四十四条ただし書を削り、同条第一号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第二号中「まがりかど」を「曲がり角」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二　道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

第四十四条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第一項については第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十五条の二第一項及び第四十六条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第四十九条の三第一項中「乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する」を「第四十四条第二項各号に掲げる」に、「又はトロリーバスの」を「若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の」に改める。

第四十九条の六中「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十条の二中「第五十一条の二まで」を「この条、次条」に、「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「違法駐車に対する措置」を付し、同条第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、「次条第一項及び」を削り、同条第十五項及び第二十二項中「第五十一条の二の二まで」を「この条及び次条」に改める。

第五十一条の二を削る。

第五十一条の二の二中「第五十一条」を「前条」に改め、同条を第五十一条の二とする。

第五十一条の四第一項中「違法駐車行為」の下に「（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）」を加える。